

平成 21 年 度

一般競争入札による町有車両の売払いに係る

応 募 要 領

清水町総務課管財係

〒 4 1 1 - 8 6 5 0

静岡県駿東郡清水町堂庭 2 1 0 - 1

電 話 0 5 5 - 9 8 1 - 8 2 3 7

F A X 0 5 5 - 9 7 3 - 1 7 1 1

一般競争入札による町有車両売払いの概要

1 入札により売払う財産の表示

| 入札番号 | 自動車登録番号 | 入札対象財産(車種及び型式) | 登録年月日 | 車検満了日 | 自動車の種別 | 乗車定員 | 総排気量 | 走行距離 |
|-------|----------|----------------------|------------|------------|--------|------|----------------------|------------------------|
| 一般第4号 | 沼津200は20 | 三菱ニューエアロスターKC-MM822H | 平成10年9月29日 | 平成21年10月3日 | 普通 | 42人 | 7.54 ^{リットル} | 140,550 km (9月9日現在) |

詳細につきましては、別添自動車車検証写し等を御覧ください。

2 入札参加資格者

次に掲げる要件をすべて満たしていることが入札に参加する資格となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しないこと。
（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）
- (2) 未成年者及び被補助人にあつては、契約締結のための同意を得ていること。
- (3) 個人の場合は、個人市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。
法人の場合は、法人市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- (4) 次の各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者、又は、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
エ 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

3 入札関係書類の配付期間及び配付場所

- (1) 配付期間・時間
平成21年10月15日（木）から平成21年10月26日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分から午後4時00分まで
- (2) 配付場所
清水町役場総務課（庁舎本館3階）
〒411-8650 駿東郡清水町堂庭210番地の1（電話番号：055-981-8237）
- (3) その他
入札関係書類は、郵送又は電送による配布を行いません。

※ 入札関係書類については、清水町ホームページ（<http://www.kakitagawa.tv/shimizut/>）に掲載しています。

4 入札参加申込書の受付期間、受付場所等

入札参加申込書の提出がない場合は入札に参加できませんので御注意ください。

なお、提出書類については、この応募要領の様式を使用していただくか、又は清水町ホームページにも掲載していますのでダウンロードし使用してください。

- (1) 受付期間・時間
平成21年10月19日（月）から平成21年11月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時00分から午後4時00分まで
- (2) 受付場所
清水町役場総務課（庁舎本館3階）

〒411-8650 駿東郡清水町堂庭210番地の1（電話番号：055-981-8237）

(3) 提出書類

| 個人で申請する場合 | 法人で申請する場合 |
|---|---|
| ① 入札参加申込書（様式1号） | ① 入札参加申込書（様式1号） |
| ② 運転免許証の写し | ② 登記簿証明書の謄本（写し可） |
| ③ 申請者居住地の個人市町村民税納税証明書（平成20年度分）※非課税の場合はその証明書 | ③ 申請者所在地の法人市町村民税納税証明書（平成20年度分）※非課税の場合はその証明書 |
| ④ 申請者居住地の固定資産税納税証明書（平成20年度分）※非課税の場合はその証明書（様式6号） | ④ 申請者所在地の固定資産税納税証明書（平成20年度分）※非課税の場合はその証明書（様式6号） |
| ⑤ 前記2 入札参加資格者の(3)に該当する場合はその同意書（様式2号） | |

※証明書類は発行3ヶ月以内のものを提出してください。

(4) その他

入札参加申込書は、郵送又は電送による受付は行いませんので、必ず持参により提出してください。

5 入札対象財産の公開

下記において入札対象財産の公開を行います。

| 入札番号 | 日 時 | 場 所 |
|-------|--|---------|
| 一般第4号 | 平成21年10月19日(月)から平成21年10月30日(金)まで 午前9時00分から午後4時00分まで | 清水町バス車庫 |

※公開希望者は、事前に希望日時を連絡してください。

6 入札手続等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので御注意ください。

なお、入札の執行については、天災等その他止むを得ない理由がない限り下記のとおり行いますので、時間厳守のうえお集まりください。

(1) 入札執行の日時及び場所

| 入札番号 | 日 時 | 場 所 |
|-------|-----------------------|---------------|
| 一般第4号 | 平成21年11月12日(木)午後2時00分 | 清水町役場 3階 大会議室 |

(2) 入札方法

本人又はその代理人が出頭して、封書にて提出すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(4) 入札時の持参書類等

① 入札書（様式3号）

② 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。様式4号参照）

③ 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。本人の場合は身分を証明することができるもの（運転免許証等）を御用意ください。様式5号）

④ 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は代理人の印鑑を御用意ください。）

⑤ 入札参加申込書のコピー（入札参加申込書の受付時に、町が受付印を押しコピーをしたも

の)

※ 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(5) 入札書

- ① 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）等を記入の上、押印してください。
- ② 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
- ③ 入札書に記載する金額は、消費税等を抜いた金額を記載してください。
（契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の5パーセント相当額を加算した金額となります。）
- ④ 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。
- ⑤ 入札書は封筒に入れ、封かん押印し、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を封筒に表記し、町の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。
- ⑥ 投入した入札書の書換え、差換え又は撤回することはできません。

(6) 入札の無効

次の各号の一に該当する者が行った入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者。
- ② 金額その他の事項につき確認できない記載をした者。
- ③ 談合その他不正行為を行ったと認められる者。
- ④ 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者。
- ⑤ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者。
- ⑥ 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者。
- ⑦ 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者。
- ⑧ 鉛筆書きの入札をした者。
- ⑨ 金額を訂正した入札をした者。
- ⑩ 指定した日時、場所に入札をしなかった者。
- ⑪ 郵送又は電送（FAX、メール等）による入札をした者。
- ⑫ 担当職員の指示に従わず入札をした者。
- ⑬ 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者。
- ⑭ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者。

(7) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格を超え、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とします。ただし、最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。

(8) 再入札

- ① 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再入札を行います。
（再入札は1回とします。）
- ② 再入札の結果、最高金額が予定価格に達しない場合で予定価格との差が5%以内であれば、その入札を行った者と随意契約に移行します。
- ③ 上記②に基づく随意契約は1回とします。

(9) 入札執行の延期

開札前において、天災等その他止むを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

7 契約の締結

- (1) 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。
- (2) 落札者は、入札日から14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に契約を締結しなければ

ばなりません。ただし、止むを得ない理由があると町が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- (3) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。その場合、2番札の者（入札価格が予定価格を超えていた場合）と随意契約によることとし、さらに随意契約が不調となった場合は、再度入札に付すこととします。また、契約を締結しなかった落札者は、再度の入札に参加できないこととします。

8 売買代金の支払い

- (1) 落札者は契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で町が発行する納入通知書により一括にて売買代金を納付しなければなりません。ただし、止むを得ない理由があると町が認めた場合は、その期日を延長することができます。
- (2) 落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合は、その翌日から納付した日まで売買代金に年3.6%の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。
- (3) 落札者が売買代金を納付しない場合は、町は契約を解除することができます。

9 入札対象財産の引渡し

- (1) 入札対象財産の引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとします。
- (2) 入札対象財産の引渡しは、名義変更手続きの完了及び売買代金の支払いを確認した後とします。
- (3) 名義変更手続き、車両の運搬、文字の消去、再登録、その他入札対象財産の引渡し等にかかることは落札者の負担とします。

10 情報の公開

売却物件が公有財産であることに鑑み、入札に関する情報について、公開の対象とする場合があります。

11 附帯条件

- (1) 名義変更手続きは売買代金支払い後とします。
- (2) 名義変更後に生ずる公租公課は落札者の負担とします。
- (3) 落札者は、引渡し後速やかに車両に記載された町名の抹消を行い、その証として抹消後の写真を提出してください。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、応募要領を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。
- (2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 照会窓口は、清水町役場総務課管財係（電話番号055-981-8237）とします。